

JARI-RB 審査ニュース

第143号
[2009年2月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0003	2009. 1. 26	日産自動車株式会社 追浜地区	自動車の製造
JAER0147	2009. 1. 12	株式会社小糸製作所	自動車用ランプ及び自動車部品の研究、開発、設計、製造
JAER0149	2009. 1. 12	日産自動車株式会社 座間事業所	①自動車生産技術の開発 ②生産設備の設計及び製作 ③自動車電子部品の設計、製造並びに産業機械の開発、設計 ④物流管理、自動車整備
JAER0151	2009. 1. 12	株式会社九州ショーワ	自動車用焼結部品の製造及び四輪車用ショックアブソーバの組立
JAER0154	2009. 1. 24	浜名湖電装株式会社	自動車用電装部品の設計、製造
JAER0155	2009. 1. 24	セントラル自動車株式会社 本社	自動車車体及び付随車の製造
JAER0220	2009. 1. 15	愛知機械工業株式会社 本社・熱田工場・松阪工場・津工場・永徳工場・大江工場	自動車用・産業用エンジン、自動車用トランスミッション及びエンジン部品等の開発及び製造
JAER0430	2009. 1. 10	イトモル精密株式会社※	工業用精密プラスチック複合品及び金型の設計製造 ・一宮工場の拡大
JAER0431	2009. 1. 10	トヨタ部品岐阜共販株式会社	自動車用部品、用品、礦油の販売
JAER0432	2009. 1. 10	住江工業株式会社	自動車用、その他車両用及び船舶用シートの製造
JAER0433	2009. 1. 10	トヨタ部品兵庫共販株式会社※	自動車部品・用品・鉱油の販売、中古部品販売、車両整備、移動通信及び電話回線販売 ・PiPit長田店の拡大
JAER0434	2009. 1. 10	株式会社東海特装車	特別装備自動車及び自動車部品の製造及び自動車整備
JAER0435	2009. 1. 26	カルソニックカンセイ株式会社※ テ스트センター	輸出を含めた国内で生産する自動車用空調システム及び排気製品の評価活動 登録範囲の変更) 旧)輸出を含めた国内で生産する自動車用空調システムとそのコンポーネント、電子電装品の開発・設計に係わる活動 新)輸出を含めた国内で生産する自動車用空調システム及び排気製品の評価活動

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0437	2009. 1. 26	トヨタ西東京カローラ株式会社※	自動車の販売、整備及び修理 ・小金井店、町田店、八王子店、由木マイカーセンターの拡大
JAER0438	2009. 1. 26	トヨタ輸送株式会社 上郷車両整備センター(車両部)	車両の点検、修理及び改造並びに営業用車両の代替検討及び実施
JAER0688	2009. 1. 20	佐久間産業株式会社	自動車・産業用等のオイルシール・樹脂製品製造
JAER0690	2009. 1. 27	イオ インダストリー株式会社	インパネ部品、空調ダクト等自動車用プラスチック製品の製造

拡大登録（環境）

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0202	2009. 1. 9	日産車体マニュファクチャリング 株式会社	平塚東地区堤工場、平塚東地区東八幡工場の拡大
JAER0140	2009. 1. 9	大豊工業株式会社	株式会社タイホウパーツセンターの拡大
JAER0754	2009. 1. 9	株式会社デンソー・ウェーブ	東北営業所、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、福岡営業所の拡大
JAER0014	2009. 1. 16	株式会社デンソー北九州製作所	広島工場の拡大
JAER0552	2009. 1. 16	福井トヨペット株式会社	BPセンターの拡大
JAER0314	2009. 1. 16	神戸トヨペット株式会社	田寺店の拡大

初回登録（品質）

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0174	2009. 1. 27	株式会社ソーシン	消防車用シャシ、トレーラ、車両架装及びそれに付随するユニットの設計開発、製造及び保守サービス

更新登録（品質）

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0118	2009. 1. 24	株式会社石川工作所	フォークリフト用プレス部品及びコンプレッサー用ガスケットの製造
JAQR0120	2009. 1. 24	株式会社MARUWA QUARTZ	石英ガラス製品の製造、販売及びサービス
JAQR0121	2009. 1. 31	有限会社エム伊藤工業	自動車及びオートバイ用金属加工部品の製造

拡大登録（品質）

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAQR0112	2009. 1. 20	株式会社MARUWA 直江津工場・春日山工場	登録範囲の変更、他 旧)積層セラミックチップコンデンサ、貫通形セラミックEMIフィルタ、チップ形セラミックEMIフィルタ及びチップ形セラミックパリスタの設計、製造及び付帯サービス(技術資料の提供) 新)EMC対策用電子部品の設計、製造及び付帯サービス
JAQR0012	2009. 1. 20	株式会社サンレックス	登録範囲の変更及び拡大 旧)ケースデファレンシャル、ハブフロントホイール、アームサスペンション、ペベルギヤピニオン及びギヤーファインアルの製造 新)ケースデファレンシャル、ハブフロントホイール、アームサスペンション及びペベルギヤピニオンの製造 ・大原工場の拡大
JAQR0162	2009. 1. 20	有限会社スリーアール長野 本社・工場	パーセンターの拡大

※登録組織の拡大を含む

登録情報の詳細はJARI-RB ホームページ (<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照下さい。

環境関連法規等の動き (08/12/18~09/1/22)

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会工場等判断基準小委員会取りまとめ（案）に対する意見募集について

(経産省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課2008. 12. 25)

意見募集期間：2008. 12. 25–2009. 01. 23 (改正省エネ法の施行日：2009. 04. 01)

特定事業者及び特定連鎖化事業者の指定の裾切り値と選任が義務化されるエネルギー管理統括者の内容

1. 指定の裾切り値は1,500k1（原油換算値）/年とする。
 - ・第一種エネルギー管理指定工場等の裾切り値は3,000k1（原油換算値）/年。
 - ・第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値は1,500k1（原油換算値）/年。
2. 特定事業者が行う事業の実施を統括管理するエネルギー管理統括者を選任する。
 事業者が設置する全工場等につきエネルギー管理を行い得る者を責任者として、当該事業者全体のエネルギー管理に当たらせる。例えば、エネルギー担当といった役員が考えられる。

【参考、特定事業者及び特定連鎖化事業者】

特定事業者：一事業者が設置するすべての工場等でのエネルギーの使用量が政令で定める数値以上の者。

特定連鎖化事業者：連鎖化事業者（フランチャイズチェーン本部）及び連鎖化事業者と一定の契約関係にある当該連鎖化事業の加盟者がそれぞれ設置する工場等のエネルギーの使用量が、政令で定める数値以上である者。

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果（案）に関する意見の募集について

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室 2009. 01. 13)

意見募集期間：2009. 01. 13–2009. 02. 02

4点の重点的点検事項を設定し、2008年3月以降に実施された施策を中心に、第一次循環基本計画に基づき実施された施策も含め進捗状況を点検。

1. 「重点的点検事項」

- ①3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の統合的取組の状況
- ②地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況
- ③国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況
- ④物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価

2. 物質フロー指標の目標に向けた進捗状況結果を次に示す。()内は2015年度の目標値を示す。

- ・資源生産性(42万円/t) : 2006年度約34.8万円/t, [2000年度26.3万円/t], 2000年度と比べ約33%上昇。
- ・循環利用率(14-15) : 2006年度約12.5%, [2000年度約10.0%], 2000年度と比べ約2.6ポイント上昇。
- ・最終処分量(23百万t) : 2006年度約29百万t, [2000年度約57百万t], 2000年度と比べ約49%減少。2005年度からは約3百万t減少、主に汚泥や鉱さいの最終処分量が減少。

【物質フロー指標の用語】

資源生産性 (=GDP／天然資源等投入量)

循環利用率 (=循環利用量／(循環利用量+天然資源等投入量))

最終処分量 (=廃棄物の埋め立て量, [一般廃棄物+産業廃棄物])

【環境省調べ、参考資料】

2007年度に発覚の不法投棄事案の件数は前年比172件減の382件、不法投棄量は同2.9万t減の10.2万t。件数、投棄量共に減少傾向。投棄量5千t以上の大規模事案は2件、2件の投棄量3.9万t。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準に係る土壤中のダイオキシン類の測定方法の一部改正案に対する意見募集について

(環境省水・大気環境局土壤環境課 2008.12.25)

意見募集期間：2008.12.25-2009.01.24

1. 簡易測定法の具体的な手法を3種設置し、これを取りまとめたマニュアルを策定。

2. ダイオキシン類対策特別措置法の土壤の常時監視（法第26条）に係る法定受託事務の処理基準の改正。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正に係る意見の募集について

(国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課 2008.12.24)

意見募集期間：2008.12.24-2009.01.23

- ・在宅の終末期の傷病者に対して緩和医療を行う医師の派遣を緊急走行により行うことを可能とする。
- ・当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができる警光灯及びサイレンを備える。
- ・当該自動車を外見上一般車両と変わらない自動車とするため、白色に限定しないこととする。

欧州化学物質庁(ECHA) REACH規制の予備登録リスト約15万種類を公表

(欧州化学物質庁 2008.12.19)

公表の概要

- ・2008年6月1日から12月1日までの予備登録企業数は6万5000社、登録件数は約275万件。
- ・予備登録は、EU域内の既存の化学物質と公示された新規の化学物質、合わせて10万5000種をカバー。リストに掲載された物質全てがREACH規則の対象となるものではない、製造量・輸入量に関して設けられた基準を考慮せずに予備登録されたものも有り得る。ECHAでは、リストを精査する作業を行う。

(参考 規則の主な特徴：事業者に生産者責任、予防責任を求める、行政側でなく事業者ごとに評価・登録が必要、新規だけでなく既存化学物質も対象、成形品に含まれる物質（一定条件下で登録）、特定有害物質は原則使用禁止等、REACH関連情報）

中央環境審議会は環境大臣に対し、「今後の土壤汚染対策のあり方」を答申

(環境省2008.12.19)

答申の概要

- ・一定規模以上の土地改変時におけるフェーズI調査や自主調査における指定基準超過事例の結果報告義務化など土壤汚染対策法に基づく調査の契機の拡大など新たな施策の方向性が盛り込まれている。
- ・環境省は今後、答申を踏まえ、土対法改正案を策定し次期通常国会に提出する方針。
- ・一定規模以上の土地改変時の調査実施主体については地方自治体を想定。
今後の動向が注目されている。自主調査の報告義務化について明確な手法がまだ示されていない。

法令情報

国交省は騒音対策を強化

(国土交通省 2008.12.26)

1. 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(国土交通省告示第一五三二号)

施行日：2008.12.26

- ・尿素SCRやディーゼル微粒子除去装置(DPF)の排出ガス蒸散防止装置の機能維持規定の一部変更
⇒ 取り付けが確実で、損傷なきこと。また還元剤等は所要の補給が行われていること(ポスト新長期)。

2. 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」(国土交通省告示第一五三三号)

施行日：2008.12.26, 適用時期：2010年4月以降に製作される自動車に適用

- ・マフラーの構造・性能に関する要件
⇒ 騒音低減機構を容易に除去することができる構造の禁止
⇒ 使用過程車及び平行輸入車等のマフラーに対する加速走行騒音防止性能の義務付
(当分の間、非ISO路面での試験を可とする)

3. 「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程」(国土交通省告示第一五三四号)

施行日：2008.12.26

- ・交換用マフラー事前認証制度の創設により性能を確認したマフラーには「性能等確認済表示」を表示

4. その他の変更について

⇒2008.12.26適用：ハイブリット自動車等の近接排気騒音試験方法が定められる。

水道法第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令

(厚生労働省令第百七十四号) (厚生労働省 2008.12.22)

施行日：2009.04.01

改正の内容

- ①表15の1,1ジクロロエチレンを削除、表16をシード、2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(0.04mg/L以下とする)として表15とする。
- ②TOC(全有機炭素)の水質基準値を5mg/Lから3mg/Lとする。

受審者からひとこと

ISO14001認証取得にあたり

青森三菱ふそう自動車販売株式会社
ISO事務局
三浦 文俊

1. 会社紹介

当社は1949年に青森市内で自動車部品販売から創業され、2009年に60周年を迎えることになります。その間2社の合併を経て1966年に青森三菱自動車販売株式会社と社名変更後、1968年4月にメーカー施策で乗用車部門と商用車部門が分離し、青森三菱ふそう自動車販売株式会社として三菱ふそう製のトラック・バスの販売、整備、部品販売を青森県内5営業所と1出張所で営業しています。現在の従業員数は160名となっております。

2. 導入の背景

現社長が2003年に就任直後、会社としての経営体力強化のためにISOを取得しようと提案がなされました。その時はISOへの認識が無く、時期尚早であると判断して、社内での業務改革を先に進めることになりました。

業務改革の方法は、PDCAの考え方を参考にして5拠点とも「車検諸費用の前受け」「請求書の即伝化」「整備概算見積書の発行・連絡件数の増加」を取り組んでまいりました。その結果、年毎に向上し目標に近いところまで到達でき、特に請求に関しトラブルは無くなつたことで時機が熟したと考え2007年6月の営業会議でISO取得のゴーサインが出されました。

3. 認証への足取り

2007年7月に事務局を立ち上げ、取得に向けた協議をかさねた結果、基幹となる本社と青森営業所を先行取得してから他の拠点へ展開したほうがスムーズに行くとの判断から本社と青森営業所が取得することにしました。体制は、事務局2名、推進委員8名として10名体制で組織して取り組みすることになりました。

コンサルティングには、ふそう系販社を手がけた方

にお願いをしましたが、こちら側の勉強不足で文書関係の作成へのアドバイスには大変なご苦労をされたと推測されます。

推進委員と事務局は週1回のペースで勉強会を開きながら、EMSの作成や規定類の作成などの他、重要環境設備に対する周辺整備の方針などについて話し合いを行い、役割分担を決め実行してまいりました。周辺整備には整備部門全員で当たり5Sについて見違えるほど改善できました。

4. システム導入のメリット

ISO14001の取得に取り組みをした当初は「紙、ゴミ、電気」の削減に主眼を置いていましたが、コンサルティングの方から単なる削減が目的ではなく、ISO14001は経営にプラスになるとのアドバイスを受けて「紙、ゴミ、電気」の削減ありきの考えを早い段階で見直しすることができました。事業活動のなかで売上（仕事量）増減に対しての廃棄物の量、エネルギー使用量は比例するのが普通でありますが、仕事の効率を上げ、無駄を少なくすることで必然的に廃棄物量・エネルギー使用量が削減でき、それが環境に対する負荷軽減につながって行くことになります。売上に対する電気の使用量を取得活動の前後で比較すると1年間で10%以上削減できました。これは省エネ活動の効果があったものと思っています。また、PDCAサイクル活動を実践していくことで、導入目的である経営体力の強化が図れるものと確信しております。

5. 今後の活動と取り組み

今回は本社と青森営業所がISOを取得しましたが、マラソンランナーに例えると42kmを走れる体力が付いただけで、全拠点が取得して初めてスタートラインに立てるものと考えております。2008年10月から残りの4拠点については取得に向けた取り組みをしており、2009年1月から事務局の体制を4名体制に強化して9月の拡大審査を受ける予定でいます。本社・青森営業所で蓄積した経験を生かし、拠点からの意見等を加えながら、更なるEMSの改善を図ることにしています。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階
TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834
ホームページアドレス <http://www.jari-rb.jp/>
発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

通巻 第143号 2009年2月15日
編集人 涉外・業務部 部長 茂木 政則
印刷所 株式会社 高山
茨城県つくば市塙崎1887
送付先変更連絡アドレス rb-news@jari.or.jp